

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年6月28日
【会社名】	千代田化工建設株式会社
【英訳名】	Chiyoda Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山東 理二
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
【電話番号】	045(225)7740(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	総務部長 中村 薫
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号
【電話番号】	045(225)7745(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	主計部長 秋山 卓
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	A種優先株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 70,000,000,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項なし
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年5月9日付けで提出した有価証券届出書並びに2019年5月10日付け及び2019年6月26日付けで提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項に関し、当社が2019年6月28日付けで有価証券報告書及び臨時報告書をそれぞれ提出したことに伴い、当該有価証券報告書及び臨時報告書を参照情報に追加し、必要な修正をするとともに、当該有価証券届出書の添付書類のうち、「2019年3月期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の業績の概要」を削除し、「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えるため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

（添付書類の差替え）

新たな事業年度に係る有価証券報告書を提出したことに伴い、2019年5月9日に提出した有価証券届出書に添付しておりました「事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移」を差し替えます。

（添付書類の削除）

2019年3月期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）の業績の概要

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

（訂正前）

< 前略 >

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第90期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日） 2018年6月21日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

(1) 事業年度 第91期第1四半期（自 2018年4月1日 至 2018年6月30日） 2018年8月8日関東財務局長に提出

(2) 事業年度 第91期第2四半期（自 2018年7月1日 至 2018年9月30日） 2018年11月14日関東財務局長に提出

(3) 事業年度 第91期第3四半期（自 2018年10月1日 至 2018年12月31日） 2019年2月14日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

(1) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2018年6月27日に関東財務局長に提出

(2) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書を2019年4月5日に関東財務局長に提出

(3) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の規定に基づく臨時報告書を2019年5月9日に関東財務局長に提出

(4) 1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づく臨時報告書を2019年6月25日に関東財務局長に提出

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第91期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） 2019年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月28日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2019年6月28日に関東財務局長に提出

< 後略 >

第2【参照書類の補完情報】

（訂正前）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月26日）現在において変更はありません。

（訂正後）

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月28日）までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について、生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書の訂正届出書提出日（2019年6月28日）現在において変更はありません。